

保護者の皆様

感染症における出席停止について

インフルエンザ等の学校感染症に罹患した場合、学校保健安全法に基づき出席停止となります。出席停止となった期間は「登校すべき日数」には入りません。（欠席には数えませんが）ただし、下記出席停止証明書が提出されない場合は、欠席の扱いとなりますので担任へ提出してください。

- ◆本証明書発行には費用がかかる場合があります。
- ◆本証明書以外でも「生徒名」「疾患名」「出席停止期間」「医師の署名」が揃っていれば代用可能です。

主治医 様

出席停止証明書発行について（お願い）

学校保健安全法により学校感染症罹患者については出席停止となりますので、お手数ですが証明書に必要事項を記入の上、当該生徒へお渡しくださいますようお願い申し上げます。

出席停止証明書（感染症用）

大阪商業大学堺高等学校 年 組 番 名前

病名 インフルエンザ・新型コロナウイルス・感染性胃腸炎・その他（ ）

出席停止基準 インフルエンザ：発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
新型コロナウイルス：発症した後 5 日を経過し、かつ、軽快後 1 日を経過するまで
感染性胃腸炎：かかりつけ医の意見により欠席を出席停止扱いとすることができる

期間 令和 年 月 日（ ）～ 令和 年 月 日（ ）

その後の登校は可能とします。

*備考：

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印

学校処理 提出先→担任

